

電力・ガス取引監視等委員会

第57回料金制度専門会合

1. 日時：令和6年6月14日（金） 10：01～11：07
2. 場所：オンラインにて開催
3. 出席者：山内座長、北本委員、圓尾委員、安念委員、大屋敷委員、梶川委員、川合委員、東條委員、華表委員、平瀬委員、松村委員
(オブザーバーについては、委員等名簿を御確認ください)

○下津取引監視課長 定刻となりましたので、ただいまから、電力・ガス取引監視等委員会第57回料金制度専門会合を開催いたします。

私は、事務局・取引監視課長の下津です。よろしくお願いいたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

また、本日、河野委員は御欠席の予定でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は山内座長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山内座長 承知いたしました。山内でございます。よろしくお願いいたします。

今日の議題は、「電気の規制料金の審査を踏まえた検討について②」ということになりますが、事務局からまず資料を御説明していただいて、それで皆さんに御議論いただくという手順でやりたいと思います。資料説明のほう、よろしくお願いいたします。

○下津取引監視課長 では、右上資料3に基づきまして御説明をいたします。

本日の御議論でございます。先月17日でございますけれども、この料金制度専門会合で電気の規制料金の審査ルールに関しまして、現行の規制料金の枠組みの中で当面の対応としてアップデートが必要な点について御議論いただきました。その際に、引き続き事務局のほうで検討をさせていただきますとしておりました論点が複数ございました。

本日は、それら論点について改めて御説明させていただき御議論いただくとともに、前回取り上げなかった人件費・費用の配賦等々に係る論点についても御説明をさせていただきますので、御議論いただければと考えております。

スライドは4枚目でございます。個別の論点の全体像でございます。前回は、この表の①から④について御議論いただきまして、この赤色網かけ部分の論点について事務局で引き取っておりましたので、今日、御説明させていただきたいと考えております。

今回でございますけれども、新たに御説明させていただくものは⑤から⑦でございますが、⑤と⑦は、昨年の料金審査の査定方針で一定の方向性が示されているものにつきまして審査要領の手当てをしたいというものでございます。

⑥の費用の配賦のところでございますけれども、「沖縄電力と他電力との算定方法の統一」と記載しておりますが、これは昨年の料金審査で議論になったというものではございませんけれども、審査を行う上での実務上の課題として挙げたものでございまして、この機会に手当てしておきたいというものでございます。詳細は追って御説明をいたします。

それでは、スライドは7枚目でございます。まず、前回会合を踏まえて御議論いただく論点につきまして御説明をいたします。

まずは事業報酬についてでございます。事業報酬につきましては、前回、事業報酬率を算定するに当たって用いられる自己資本報酬率と他人資本報酬率の割合につきまして、30対70を維持することとしてはどうかと事務局から御提案をさせていただいたんですけれども、この点については多々御意見をいただきました。一つ一つ御紹介するのは控えますけれども、このスライドですと、例えば実態の資産の比率と自己資本比率が等しくなるのが望ましい自己資本比率だということは、どういう理屈なのかちゃんと説明してほしいと、これは松村委員の御意見でございますとか、スライドは11枚目まで行きますけれども、直近の自己資本比率を用いることの是非に関しまして、直近の自己資本比率を使うことが適当ではないということについては異論はなかったと思うんですけれども、他方で、直近ではなくて、例えば過去10年間の値を取るとかというようなことは可能なわけだし、そのような危機的な状況だけではなくて、ある意味でそれで自己資本比率が低いんだとすれば、それは恒常的に低いということを意味しており、にもかかわらず理想的なものは30なのだからそれを擬制するというのは、あまりにもフィクションではないかという松村委員の御意見、他方で、電力各社が自己資本30%ぐらいをターゲットにずっと改善していなかったわけじゃなくて、彼らなりに一生懸命やろうとしていたけれども、なかなか事業環境が許してくれなかったというのが過去の歴史だという圓尾委員の御意見、スライドは13枚目まで参りますけれども、自己資本比率の積み増しに対するインセンティブに関しまして、今の制度が自己資本比率30%を積み増ししようという制度になっているのかという、松村委

員、安念委員の御意見等、多々いただいたところでございます。これらを踏まえまして、事務局のほうで過去の議論をさらに深掘りするとともに、旧一電各社の自己資本比率を分析して、今後の方向性を検討させていただきました。

まず、自己資本比率の過去の議論でございます。事業報酬の算定方法ですけれども、1960年頃を境に大きく変更をしております。次のスライドが分かりがいいと思いますので、次のスライドへ参ります。

ここに貸借対照表の構造を記載しておりますけれども、1960年頃までは右側、いわゆる資本を基準に資金調達コストを算定したんですけれども、1960年頃以降、左側の資産を基準に資金調達コストを算定するレート・ベース方式に変更されております。これは電気事業の運営に必要な資産を出発点として、その資産を形成するために必要な資金調達コストを算定する方式ということでございまして、それ以降、自己資本比率に係る目安を設定した上で、その目安を踏まえて報酬率を算定するという事で資本構成の改善を促すという考え方が一貫して採用されております。自己資本比率につきましては、1960年頃は50対50だったんですけれども、資金調達環境の変化等々を背景としまして、1995年ですけれども30対70ということになってございます。

スライドは17枚目でございます。先ほど自己資本比率に関する目安と申し上げましたけれども、その目安をどのように計算しているかということでございます。これは前回も少し御説明させていただいたんですけれども、1995年に自己資本比率が30対70に改められたときに、固定資産比率と固定比率で自己資本比率を算定するとされたわけでございます。

計算式は、右下の点線の四角の中で記載しておりますけれども、こういう計算式で計算をする、そして、ここの固定比率ということなんですけれども、ここは広く実務を通じて決まるものということでございまして、ほかの公益事業における相場を参考に算定されるものということでございまして、ここで実際の数字が出てまいります。

我々が計算しましたところ、固定比率は241%となりまして、それに基づいて計算しますと、自己資本比率は大体35%、真ん中の右のほうにある参考という表のところでございますけれども、というふうになります。これは固定資産比率が85%のときの目安となる自己資本比率ということになるわけなんですけれども、そのような数字になってございます。

スライドは18枚目以下ですけれども、旧一電各社の自己資本比率の分析もしてみました。

スライド19枚目でございます。旧一電各社の自己資本比率の過去30年の推移を見てみたら、こういう形の推移になっておりました。大きく5つの局面、このグラフの①から

⑤の局面に分かれることが観察されるだろうと思われます。①局面では自己資本比率は緩やかに上昇し、②局面で徐々に低下、③局面で著しく低下して、④局面で緩やかに上昇、さらに⑤局面では著しく下落、こういう感じになってございます。

各局面における主な要因、これを各社からヒアリングしました。その詳細版はスライド22枚目以降につけておりますけれども、それらをまとめますと、このスライドの下の方にまとめておりますが、基本的には各社、自己資本比率を高める方向で経営を行っているんですけれども、この表の中の自己資本比率の傾向のところでは下落というところを見ていただければと思うんですけれども、東日本大震災ですとか燃料価格の高騰などもありまして自己資本比率が低迷しているということが分かります。

スライドは27枚目まで行かせていただきます。また、今後の自己資本比率の目標についてもヒアリングを行いました。直近数年では20～25%以上、中長期的には25～30%を目標として掲げている事業者が多くございました。

スライドは28枚目でございます。前回御議論いただいたときに、海外の電力会社の自己資本比率も見てみてはどうかという御示唆をいただきましたので、見てみました。自己資本比率は概ね30%ということでございました。

これらを踏まえまして、スライドは29枚目でございます。検討の方向性ですけれども、ここで、これも前回いただいた御意見にあったんですけれども、インセンティブということを考えました。

3ポツ目でございますけれども、今の制度が自己資本比率を改善させるインセンティブを与えるものになっているのかということでございますけれども、この点は確かに我々検討の最中でも、インセンティブを与える側面はあるんじゃないかというような意見や、いや、必ずしもそのようなインセンティブを与えるものになっているとは言えないんじゃないか、といった様々な意見があったところではございます。

ただ、この点がはっきりしないということで、では、今のやり方に意味はないのかというと、そこはそうではないだろうというふうに考えておりまして、今のやり方は、1960年から一貫して自己資本比率に係る一定の目安を設定して、その目安を踏まえて報酬率を算定するというで資本構成の改善を促すという考え方でなされておりますことを考えますと、今のやり方は、これは4ポツ目になりますけれども、現状の資金調達環境などを踏まえた自己資本比率の水準に関する国としての考え方を示して、資本構成の改善に向けて背中を押すといいますか、資本構成の改善を促していくという意義はあるんじゃないかと

考えております。

したがいまして、現状においては、5ポツでございますけれども、事業者において自己資本の改善に向けた努力を続けていくことが重要であると考えておりますけれども、我々としましても、例えば事後評価の機会などを通じて内部留保や株主配当の推移などを確認していくこととしてはどうかというふうに考えております。

その上で、次のスライドでございますけれども、電気事業の適正な自己資本比率でございます。これは30%としておりますけれども、これは純粹に理論のみから算定されるものではなくて、固定比率などの実態を踏まえて算定されるものでございますので、資金調達環境などに大きな変化があった場合には柔軟に見直すというスタンスは重要であろうと考えておりまして、結論としましては、3ポツ目ですけれども、現状では30対70を維持すると、ただし、資金調達環境などに大きな変化が確認された場合は、柔軟に見直すこととしてはどうかと考えております。

以上が事業報酬に関する論点についての整理でございます。

続きまして、スライドは31枚目以下でございます。公租公課に関する論点でございます。

スライド34枚目まで行かせていただきます。具体的には法人税等の算定方法についてでございます。この点、前回の会合では、今このスライドのリード文のところに記載しております4つの案、案①から案④を示させていただいて、事務局としては案④を採用してはどうかと提案させていただいていたものでございます。この点については、この1枚、2枚前のスライドで前回出された御意見というものをまとめておりますけれども、基本的には案①を取るべきではないかという御意見を多くいただいたところでございます。

そこで、我々のほうで再度この点について、案①と案④のメリット、デメリットを再整理するなど再検討を行いました。その結果でございますけれども、電気事業報酬額の算定方法との整合性をとることですとか、値上げを回避するための取組に対するディスインセンティブとならないようにする必要はあるだろうということなどを考えまして、前回お示した考え方を修正させていただきまして、案①を採用させていただこうと再考をいたしました。

スライドは37枚目でございますけれども、公租公課につきましては案①。このスライドの黄色の網かけの部分は前回から修正したところでございますけれども、案①を採用させていただき、料金算定規則を改正することとさせていただきたいというふうに考えております。

次に、物価変動等への対応に係る論点についてでございます。物価変動を原価に反映させること自体については、基本的には前回、前向きな御意見をいただいたと理解をしておりますけれども、2点、検討して本日御回答いたしますとしていたものがございます。

1つは松村委員からの御質問でございまして、仮に原価算定期間が3年で、期中に大幅な変化があつて、変分改定の申請が期中に出てくることは十分あり得ると思うけれども、そのときにはどのような扱いをして再申請時の原価を計算するのかという点。

それからスライド41枚目ですけれども、圓尾委員から予測値の取扱いについていただいた御意見でございまして、前回事務局の案として、物価変動等の料金原価への反映に当たって、政府経済見通しを含めて予測値を使用することに消極的な案を示したわけですが、その点に関しまして、パターン②の足元の数字を使うか、パターン③の政府経済見通しを使うかというのは、どちらか選べるようにしておけばいいんじゃないか。どちらが適正かをこういう審議会の場で議論して決めればいいんじゃないかという点でございます。

スライドは43枚目まで行きます。まず、予測値の取扱いについて再検討をさせていただきました。2ポツ目でございますけれども、政府経済見通しでございますが、これは翌年度にかけての経済財政運営の基本的態度やそれに基づく経済の姿について政府の公式見解を表明するものということでございまして、事業者の独自予測とは異なっており、特定の利害関係者の意図が強く反映されたものではないだろうと考えました。

さらに3ポツ目でございますけれども、いわゆる予測値の中には過去の一連の傾向を踏まえたものもあるだろうと考えられましたので、このような予測値まで排除する理由はないとも考えました。

したがいまして、この点再考いたしまして、政府経済見通しを含めまして、いわゆる予測値を一律に排除しないように、前回お示した事務局の考え方を一部修正させていただきたいと考えております。

スライド44枚目でございます。このスライドの黄色網かけ部分を変更したところでございます。右上のパターン③の黄色の網かけのところですが、ここに前回は政府経済見通しを例示していたんですけれども、その例示から政府経済見通しを落とさせていただきまして、※2というものを作りまして、この※2で、「なお、予測値の中には、過去の一連の傾向を踏まえたものもあると考えられるため、そのような予測値を用いることを一律排除するものではない。」という一文を記載させていただいて、今後の検討の方向性とさせていただければと考えている次第でございます。

続きまして、スライドは46枚目でございます。原価算定期間中の値上げ申請時への対応についてでございます。原価算定期間中に再度の値上げ申請を行うこととなるパターンには、様々なパターンが考えられると思っているんですけども、ここでは単純化いたしまして2つのパターンを考えました。パターン①というものと、パターン②でございます。パターン①は、物価変動等が当初の見込みと乖離したため、実績コストが料金原価を上回った場合、パターン②は、物価変動等以外の要因で実績コストが料金原価を上回った場合で、これら2つのパターンを考えたということでございます。

まず、パターン①の場合でございます。基本的には、物価変動等を考慮することに伴って事業者が過大にコストを回収するということは、避けられるだろうというふうに考えております。まず、この場合でございますけれども、左から3番目の絵を見ていただければと思うんですけども、まず1年目は黒字となって、2年目、料金値上げ申請をするときには赤字になっている場合、こういうものが多分に想定されるのではないかと考えておまして、1年目の黒字は2年目の赤字でほぼほぼ相殺されてしまうんじゃないかというふうに考えております。

そして2回目の料金審査の際の料金原価はどうなるのかということでございますけれども、物価変動等が当初の見込みと乖離しているという場合は、それは過去の一連の傾向から外れているということだろうと思われまますので、2回目の料金審査の際にはエスカレーションは認めないということになろうと考えております。

パターン②でございます。物価変動等以外の要因が当初の見込みと乖離して実績コストが料金原価を上回った場合でございますけれども、こちら先ほどのパターン①と同じように、1年目の黒字は値上げ申請をする年の赤字で相殺されるんじゃないかと思われまますので、基本的には事業者が過大にコストを回収するということは避けられるだろうと考えております。

そして、この場合の新たな料金原価でございますけれども、この場合は個別に査定をした上でということになりますけれども、引き続き物価変動等が過去の一連の傾向と評価可能な場合は、新たな料金原価の算定に当たっても物価変動等を考慮するんだらうというふうに考えている次第でございます。

スライドは50枚目まで参ります。ここからが、本日新たに御議論いただきたい論点でございます。最初は人件費でございます。

スライドは51枚目でございます。人件費ですけれども、電気事業を運営する従業員等の

人員を雇用等するための費用ということでございまして、その審査に当たりましては、人員計画を確認した上で、各営業費項目の金額の妥当性等を他分野との比較等を通じて査定する、こうなっております。この人件費につきましては3つ論点がございまして、これら3つを検討したということでございます。

まず1つ目でございますけれども、出向者給与負担でございます。申請事業者が関係会社または団体等へ出向している職員の給与をどう取り扱うかというものでございますけれども、この点、昨年の料金審査では、発電・小売分野が自由競争の環境にあることから、ほかの電力会社などへの出向者については料金原価への算入を認めなかったということでございます。ただし、このようにするということが審査要領に規定されておりませんので、今回、これを審査要領に明記させていただきたいというふうに考えております。

スライドは57枚目まで行きます。論点②でございます。給料手当に関してでございます。給料手当の審査に当たりましては、現行の料金申請要領では、他分野との比較等を通じて査定をするということになっております。その際、地域間の賃金水準の差を考慮するために消費者物価指数などの統計情報を用いるということになっているんですけれども、現行の料金申請要領に挙げられている人事院の統計については、2012年調査を最後に算出されていないということで、直近の状況を反映できないということで、昨年の料金審査では使いませんでした。この人事院の調査については、再開されるという情報もございませんので、今回、料金審査要領から削除させていただこうと考えております。

スライドは59枚目まで参ります。論点の③、委託検針費の取扱いでございますけれども、現在、審査要領には委託検針費に関する規定があるんですけれども、実は委託検針業務は一般送配電事業者に移管されておまして、小売・発電側には費用が発生しなくなっているということでございますので、料金審査要領からこの委託検針費に関する規定を削除したいというふうに考えてございます。

スライドは61枚目まで行きます。新たに御議論いただく論点の2つ目、費用の配賦に関してでございます。総原価を規制部門と自由化部門に配賦する方法ということでございます。より具体的に申し上げますと、沖縄電力の費用の配賦と沖縄電力以外の9電力の費用の配賦ルールが、結果において本質的な差はないにもかかわらず異なっているということでございまして、これらを基本的には統一したいということでございます。

スライド63枚目、今どのようにやっているかということでございます。下半分の絵を見ていただければと思いますけれども、沖縄電力以外の9社については、非ネットワーク費

用のみがいわゆる総原価だということになっておりまして、その総原価を規制部門と自由化部門に配賦する、そして最後に、ネットワーク費用として託送料金を足して規制料金を計算すると、こうなっているわけでございます。

スライド64枚目でございます。こちらが沖縄電力の場合でございますけれども、沖縄電力は送配電一体会社ということでございますので、非ネットワーク費用のみならずネットワーク費用も含めて総原価だと算定規則上はなっております、そこからまずネットワーク費用を全て抜くという作業が1つ入ります。そして、そのネットワーク費用を抜いたものを自由化部門、それと低圧の規制部門と高圧の規制部門の3つに分ける。そして最後に、抜いたネットワーク費用に替えて託送料金を足して規制料金をそれぞれ計算するとなっております。

スライドは65枚目です。その結果でございますけれども、昨年の料金審査で何が起きたかということでございますが、2つ目のポツでございますけれども、人件費や修繕費などの費用の事業者間比較を行う際に、沖縄電力の総原価とほかの事業者の総原価の範囲が異なるために、沖縄電力に対しまして別途、非ネットワーク費用のみを抽出した数値を提出するよう求めるという必要があったということで、実務上の課題が明らかになったところでございます。

このため、沖縄電力についても、費用の配賦を行う総原価は非ネットワーク費用に限定するべく料金算定規則を改正したいと考えております。ただし、需要種別の配賦に関しましては、沖縄電力については低圧と高圧に規制料金がございまして、自由化部門と合わせて3需要種別に費用の配賦を行うという点は他の9電力会社と違う点として残りますので、そのこのルールの書き分けは引き続き行う必要があろうと考えております。

スライドは66枚目です。また沖縄電力については、料金審査要領にネットワーク原価に関する独自の規定がございまして、今回、沖縄電力の費用の配賦を行う総原価を非ネットワーク費用に限定しますと、これら規定は不要になりますので、これら規定は削除したいというふうに考えているところでございます。

最後でございます。その他の論点としている点です。現在、電気の規制料金につきましては、真ん中の四角のところなんですけれども、改正法の附則第18条第2項で認可の要件というものが定められております。第2項、全部で4つの号がございまして。これら各号のうち第3号、今赤く表示しているところなんですけれども、この第3号以外については料金審査要領に審査の考え方が記載されているんですけれども、この第3号については審査要領

に何ら記載がないという状況でございます。

ですので、この点を書き込みたいということでございますが、スライドは69枚目でございます。特にこの第3号の中で、「みなし小売電気事業者及び電気の利用者の責任に関する事項」という文言があるんですけれども、それは何なのかというのがはっきりしないということでございまして、昨年の料金審査では、責任に関する事項とは、みなし小売電気事業者の供給責任、損害賠償の免責事由等に関する事ということで整理したわけございまして、今般、この整理を料金審査要領に書き込ませていただきたいと思いますと考えております。

少し長くなりましたけれども、本日御説明させていただきたい点についての御説明は以上になります。また、前回、今回と、現行の規制料金の枠組みの中で当面の対応としてアップデートが必要な点ということで御議論いただいておりますけれども、前回、そして今回御説明させていただいたもので全てということになります。御議論のほどよろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます。

○山内座長 どうもありがとうございました。

それでは、皆さんに御質問・御意見等御発言願いたいと思いますが、今、下津さんからお話あったように、前回かなり議論して、それについては相当程度突っ込んでまた調べていただいて、エビデンス等出していただいたというふうに思っております。

その意味では、資料のバージョンがかなり上ったかなという感じがしますが、その問題と、それから新しい問題が幾つかありますので、含めて皆さんに御意見いただきたいと思いますが、これについてはTeamsの手挙げ機能でこちらにお知らせをいただいて、こちらで御指名するというにしたいと思います。

それでは、いかがでしょうか。御意見おありの方はお願いいたします。

安念委員、どうぞ御発言ください。

○安念委員 ありがとうございます。全く趣味的なことを伺って恐縮なんですけれども、先ほど沖縄電力に関する特例といいますか、そういうものについての再整理のお話がありました。これは法制的には、料金算定規則で原価等の整理に関する最も基本的な規定である第6条というのがありますけれども、そこで括弧書きになっていて、「沖縄電力を除く」と書いてあるわけですが、その「沖縄電力を除く」という文言を削るということになりますかね。

その後、6条の大分後に、沖縄電力に関しての料金算定のルールがずっと並んでおり

ますが、それもまた所要の部分を改正するという、そういうような改正になるものなんでしょうか、ちょっと教えていただければと存じます。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。論点結構限られているので、一問一答でやりたいと思います。どうぞ。

○下津取引監視課長 安念先生、ありがとうございました。御理解のとおりでございます。説明の中で申し上げましたけれども、沖縄電力と他の電力で、需要種別に費用の配賦を行うというところは切り分けないといけないんですけれども、その他は基本的に一緒にしようとしております。ですので、御意見のとおりでございます。

○安念委員 すみません。しょっぱなからつまないことを伺って、ありがとうございます。

○山内座長 よろしいですか。

○安念委員 はい。

○山内座長 ありがとうございます。

それでは、松村委員どうぞ。

○松村委員 松村です。座長から資料がバージョンアップされたという説明があったのに、それに反する発言をして申し訳ない。量が増えたのは間違いないですが、私は、とてもクオリティーの高い資料だとは思えません。説得力のある議論だとは思えない。むしろとても恥ずかしい。こんな議論がなされてこんな結論になり、こんな資料を納得して70対30を維持すると決めたとすれば、本当に恥ずかしい、歴史的な評価にとっても耐えられないものだと思っています。

まず、ヒアリングをして25%～30%に上げたいと思っている、今後努力していくという事業者からの回答もあったとの説明は、一体何を考えているのでしょうか。もし25～30という回答が出てきたとすれば、料金は基本的に保守的に決めるものなので、そもそも事業者がそう言ったら正当化できるかどうかということ自体も問題だけど、仮に採用するとして、それで正当化できるとしたらした25%ではないのでしょうか。25～30って当人も答えているのにもかかわらず、なぜ30が望ましいという整理に固執するのが全く分かりません。というよりも、もっと本質的に、料金は保守的に査定するものだという大原則を監視等委員会は全く分かってないんじゃないのという誤認さえ受けかねない説明だったと思います。

これはもう一回聞き直していただきたい。もしこのままでこれを通したとすれば、本当にひどいこと、著しく監視等委員会の信頼を損ねると思います。本当にそうだったのか。これが30～35というような回答だとすれば、その35というのは事務局の説明にもあった数字でもあると思うんですが、ほかの産業を考えれば、それぐらいだって不思議ではない値だし、今までずっと足りなかったということを考えれば、この後、長期的に維持するものが、本来は、値は30になっているけれども、かつてのガス会社並みに35にするというようなことなら、この案はまだあり得るかもしれないんだけど、その説明で何で納得してこんな提案が出てくるのか、全く理解に苦しみます。

さらにインセンティブについては、前回、安念委員が正しく御指摘になったとおりでと思います。これが、この制度自体がインセンティブを高める、インセンティブを与えるものなどと言ったとすれば、ちょっとどうかしていると思えます。

例えば、自動車産業を育成したい、国民に自動車を買ってもらいたい、自動車を買うというインセンティブを与えたい、そのために所得税減税をして、あるいは補助金を配って、みんなに一律のお金を配る。そうすると、配った一律のお金は、自動車を買うこともできるけどほかのものを買うこともできる。いずれにせよ、お金がなくて自動車を買えなかった人は買えるようになるので、それは促進効果がありますというのをインセンティブと言っているならいいのですが、でも、お金を配ります、これは自動車を買わせるためのインセンティブですなどと説明したら、恐らくどうかしていると言われたいと思います。

自動車減税だとかを考える、それでインセンティブを与える、そういう説明をするならともかくとして、色のついていないお金を渡して、完全に自由裁量になっている。それ自身、その制度自身は特に自動車にお金を振り向けることを何もインセンティブとして与えていないのに、これをインセンティブを与える制度だなどと説明するとすれば本当に恥ずかしいと思います。今回の議論はこれとほとんど同レベルのことを言っていると思います。

この制度はインセンティブを与えるという構造になっていないというのに関して言えば、いろいろな意見がありますってどういうことでしょうか。誰かが全く理屈に合わないことを言ったとしても、誰かが言えば、いろいろな意見があるということで、両論あるのでどちらも採用できますということになるのでしょうか。それは事務局のほうでもちゃんと理屈を考えて、その案を採用するのなら、ちゃんとそのように説明する必要がある。今回のは、いろいろな意見があれば何でも通ってしまうという変な先例を作ってしまうという意味でも、とても悪い資料、悪い整理だったと思います。

さらに、これに関しては一定の努力をしたということも、時期もあるということを行っているのですが、でも、30年にもわたってずっと達成できていない。それに関して、それぞれについてはそれぞれの理由はあるし、達成に向けて少し近づいたという時期もあるとの説明がある。しかし30年ずっと達成できなかったものに関して、いろいろな理由があるから仕方ありませんというようなことって、そんなある種の目標値あるいはコミットメントといういいかげんな運用というのを30年も続けて、なおまだ続けるつもりだと言ったことは、十分自覚する必要があると思います。

いずれにせよ、この後で監視等委員会がちゃんとある意味モニタリングするということを行っています、30%にしなければいけない、あるいはそれをかなり超えるようなものにしなければいけないというようなことって、もともと制度にないわけですから、仮に達成できなかったとしても別に何も言えない状況になっています。それもちゃんと見ていきますと言ったということは、よっぽどの覚悟があって見ていくということですよ。ということも一応確認させてください。

極端なことを言えば、これは経過措置料金規制のことなので、近い将来廃止になったって不思議はないわけですよ。そうすると、廃止になったときにもし全ての事業者、一番駄目なところでも30%を超えていて、それで業界平均としては35%ぐらいになっていますという状況だとすれば、胸を張って廃止できると思うのでのすけれども、もしその時点でなお30%を下回るような、そんな企業があったとすれば、当然このときにどんないいかげんな決定をしたかということをもう一回蒸し返されて、こんなものに賛成したという人たちも、こんな提案を出してきた人たちも、当然すごい非難を受けるということになると思います。

もしインセンティブがあるとすれば、そのようなことを避けるために、事業者は本当にそう言ったということ、30%に相当するということ、を共有しているのなら、せめて経過措置料金規制が廃止されるまでには達成できるように、ぜひともしていただきたいということです。

この点については、いずれにせよ、ここまで理屈に合わないことに固執するのはよっぽどの理由があると推察します。これ以上反対しないけれども、しかし条件として、少なくとも25〜30などというような回答で満足してやったなどというのは到底認めがたい。再度確認し、それで本当に30%以上が理想だと思っている、それに向けてちゃんとやりますとの言質を取った上でないと、考えられ得る限り最もいいかげんな決定とみなされても仕方

がないと思います。

これについてはずっと以前から指摘されてきて、本来、もしこれが肌感覚で自己資本比率を下げるというようなことをすれば、報酬率が低くなり過ぎることだとすれば、それはそれぞれの自己資本、他人資本に関する適正報酬率の考え方が間違っていたのではないか、もっと本当は肌感覚に合う適切な方法があるのではないかと考えるのが筋だと思う。そのような筋を全部ある意味で放棄して、こういう安直なやり方に頼ったとことについても、深く深く反省する必要があると思います。

次に、より小さな点なのかもしれませんが、先ほど法人税に対して案①というのが支持があったということで、案④から、よくよく検討して切り替えるというようなこと。合理的な提案なので賛成はします。しかしこれ、どういう印象を与えたのかというと、理屈があるのに関しては、料金を上げる方向の理屈は選択肢が2つあっても、より合理的なほうを選ぶのだけれども、そうでない方向のものはそれを選ばないという印象を与えてしまった。それは正しくないと思いますが、今回の整理は、明らかにそのような印象を与えてしまうリスクのある整理だと思います。

その点について十分頭に入れて、今後そのような疑念を払拭するように、今後の査定というのでは今まで以上に努力するという必要が出てきたのではないかというふうに思います。

以上です。○山内座長 ありがとうございます。

これは、答える前にこれに関してちょっと、特に前半ですね、御意見あったら。華表さんは、これに関係していますか。

○華表委員 関係します。

○山内座長 では、華表さん、御発言ください。

○華表委員 ありがとうございます。まず事業報酬率についてですけれども、私は事務局案の30対70を用いることを支持します。背景にある考え方として、まず、ここではフォワードルッキングに適正な自己資本比率を適用すべきであると理解していきまして、そうだとすると、何が適正な自己資本比率と考えられるかということになると思います。

一つのやり方としては、過去の自己資本比率を見て、その水準でずっとやってきたのだから、それが適正な自己資本比率だという考え方を適用するというやり方は考えられますが、震災以降の数字を適正だと考えるのは妥当ではないと思いますし、直近の数字についても、コロナでありウクライナ危機であり、外生的な要因で著しく下がった時期だと思い

ますので、この数字を使うのも妥当でないと思います。

一方で、他インフラや海外の電力会社に目を向ければ、おおむね30%近辺が妥当であると言える状況になっているとも思いますので、この30%を適用するというのは妥当であるというふうに考えています。

問題は、じゃ高い自己資本比率を適用しても事業者が利潤を得るためだけに使うのではないかということですが、19ページを見ても、(2)も、電力会社が少なくとも今より高い自己資本比率を目指してきたということは明白だと思いますし、27ページを見ても、中長期的には30%程度の自己資本比率を目指していくということにコミットしているということだと思いますので、規制側としては30%を適正な自己資本比率と設定して、事業者側としては実際にそれを目指していくという姿が健全なのではないかというふうに考えています。

インセンティブについては、私も単体でインセンティブが働くものではないというふうに思いますけれども、この料金制度専門会合でこの議論があり、29ページにあるように、国としての考え方を示してモニタリングしていくということであれば、十分に事業者に自己資本比率を高めることを促すということにつながるのではないかと考えています。

また、前回申し上げたことの繰返しにはなりますけれども、ここで低い自己資本比率を適用するということは、事業報酬率が下がるという意味でいえば、短期的には需要家の負担を軽減することにはなるとは思いますけれども、あまりに低い数字を適用すると、資金調達が困難になって借入金利が上がって、結果的に需要家の負担が大きくなるというようなシナリオも十分に考えられると思いますので、中長期的な目線で言えば、適正な自己資本比率を適用するということは需要家にとっても理にかなったものであると考えています。

以上が事業報酬率についてですけれども、法人税のほうについても、事務局案の案①を採用するという考え方を支持します。やはり実績というのは、前回安念先生からも御指摘がありましたけれども、とても変動の激しいもので、それを基に将来もそうなるだろうと考えるのは妥当でない気がしますし、全体の料金算定の考え方が事業報酬を適正利潤とすると考えてつくっているものですので、その適正利潤を基に法人税を想定するというのが自然な考え方というふうに考えています。

私からは以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

恐らく圓尾さんも同じ点だと思うので、圓尾さん、御発言ください。

○圓尾委員 ありがとうございます。私は、今回事務局から出てきた幾つかの案について、全て賛同したいと思います。前回も申し上げたことを繰り返すつもりはないのですが、前回、肌感覚と言いましたが物すごく大事なんです。適正な自己資本比率が何%かというのは、電力業界に限らず経営者が考えているはずのものです。理論的な正解はないので。

資本コストを下げるためには、財務レバレッジを効かせて自己資本比率を下げる方向に持っていくのがいいのですが、それが一線を超えると、他人資本コストが大きく上がります。格付が下がるとか調達金利が上がるとか、そう形で跳ね返ってくるので、レバレッジを効かし過ぎても駄目。だから、どのあたりが自分たちの事業リスクに見合った適正なバランスシートなのか、つまり他人資本と自己資本のバランスが取れるポイントなのだろうか考えるわけです。

そのときに、普通はいろいろな投資家、つまり株の投資家だけではなくて、債券の投資家であったり銀行であったり格付機関であったり、いろいろな資金提供者とディスカッションしながら探りを入れていって、このあたりが自分たちの資本コストを最低にするという、自己資本比率の最適ポイントを各経営者が試行錯誤して見つけていくわけです。だから30ページに書いてある、とりあえず3対7としても、今後資金調達環境などに大きな変化が確認された場合は見直す、というのは、もちろんそうあるべきですし、これは委員会として非常に重たい使命を背負うという宣言でもあります。数名の投資家に対するヒアリングでは、適正な比率を判断することは無理です。100人とか200人とか、多様な立場の投資家の意見を聞いて初めて、環境が変化してきたので3対7って今や適正じゃない、という肌感覚が得られます。もし環境変化があって議論するような場合には、事務局として物すごい労力をかけてヒアリングをやるという覚悟なのだと思います。

もう一つ付け加えて言えば、私は、今は3対7が適正だと、今の電気事業の事業リスクを踏まえて思いますが、95年に決めたときは3対7は過大だとも思っていました。今さら遡ってそれをどうこうって言う必要もないのですが、3・11の直前ぐらいまでは、現在のように電気事業の自由化が進んでいくとなかなか想定できなかったと思いますので、本当はもっと低い自己資本比率が適正だったのだらうと思います。ただ、3・11の後、これだけ電気事業のシステム改革が進んでいく中で、3対7が、私も資本市場の関係者として適正と思っており、結論としてはこれでいいと思っています。法人税等々についても、事務局の意見に賛同したいと思います。

以上です。

○山内座長 ありがとうございました。

この点について、ほかにいらっしゃいますか。実はこれ重要な点なので、司会だからあまりしゃべっちゃいけないのかもしれませんが、私もちょっと考え方を言わせていただくと、私は今の華表さんとか圓尾さんの考え方に賛成でして、そもそも自己資本比率を高めるとするのは、経営者にとってのある意味じゃ義務だと思うんですね。要するに株主に対する経営者としての行動としては、それはなければならないというふうに思っていて、その意味で3対7なのか幾つなのかというのは、今圓尾さんおっしゃったように、いろいろな立場から見ないと適正なところというのは分からないんだろうなと思っています。

それで、松村先生がおっしゃることはごもっともで、経営者が25とかと言っているって、おかしいというのはそのとおりだと思うんですね。だから3対7にするというのはおかしいというのもそのとおりだと思うんだけど、よく解釈すると、彼ら、現状からどこまで上げられるかというところくらいしか上げられないという現実的なところを見て言っているのかなという気がしないこともないんですけどね。だから理想としては、30ないしはもっと上かもしれないというふうに思っていますけどね。

それで、同じような議論が鉄道の運賃についてもあるんですけど、今、東証のプライムの企業の自己資本比率の平均が40%ぐらいに迫っているという情報がある。これ確認してないんですけど。その中で、鉄道運賃の中で出てきたんだけど、もしそうだったら、鉄道も平均的に4対6にしてほしいという意見もあるんですね。鉄道って自己資本比率が大体30%ぐらいありますから、基本的には自己資本比率は上げたいというのは、財務体質を改善したいというのは事業者の基本的なスタンスではないかなと思うんですね。

じゃ、何で電気についてはそうじゃないかというと、物すごくリスクが大きいところがある。例えば震災の話とかですね。それからウクライナのあれで燃料費が上がりましてとか、いろいろなリスクが直に来ちゃっているのかなとも思いますし、またレギュレーションもいろいろ変わっているというのもあったりして、その辺のところで財務が傷む。傷んで、上げようとしてもなかなか上げられないというのが実態のところじゃないかなとも思っていて、で最初のところにたどり着くんですけども、圓尾さんが言うようにいろいろな人に、関係者あるいはアナリストの人とかいろいろな人に聞いて、このくらいだろうというところが相場感としては出てくるんだろうなと思いますけどね。ただ、やろうと思えばできるけれども、それを代表するのが圓尾さんの前回言った肌感覚というやつなの

かなとちょっと思っていました、そういうことを考えると、事務局案というのはそんなにあれじゃないかなというふうに思っています。

それで、お三方ともおっしゃっていましたが、これからどうするのかってちゃんとウオッチしていくというところの最後のところがすごく重要だというのはそのとおりだというふうに思っていて、ここのところは皆さんの御意見が一致したのかなというふうに思っています。

というところなんですけど、ほかに何か御意見いただけますか。

梶川さん、どうぞ。

○梶川委員 この自己資本比率のお話というのは、今ずっと皆様に御説明いただいたように難しいところだとは思いますが、私も基本的には事務局案の方向で賛成でございます。

その理由としましては、ストックベースで30対70がいいのか40対60がいいのかという議論は、基本的に残高としてどうかというのは、そこが形成されるむしろ過程のほうが本当はテーマであって、自己資本比率を増やしていくというのは利益を上げていくということで、事業報酬で料金の話になるわけですが、結局それ以外にも自己資本比率というのは、いわゆる資金調達ができればそれでも動くわけで、それからまた減少していくというほうは、利益が出ないねということもあるし、簡単に言えば株主還元をしていけば減少してしまうと。特に今のROEを上げろみたいな普通の収益事業の場合には、そういう話題にもなられる。結局、その過程の問題というのがある。

要するに利益原価をどう分けるか配分の問題にもなっているわけなので、その過程をウオッチしていくということで、結局目指すべき残高というものは、その過程とセットの話じゃないかとどうしても思うものですから、そういう意味ではこの事務局案の最後の資金調達の環境とか、もちろんこの前提に事業環境、また、いわゆる資本政策、また配当政策などを含めてやはり総合的に見ていって、現状の数値から、あるこうやって置いた目標について、どんな過程で動いているかということを慎重に検討していくほうが意味はあるのではないかと思います。

ストックベースでこうだという話は、多分どこまでいってもない話で、リスクをどう取るかとかという、もちろん経営者サイドの話はありますが、株主サイドはまたもっと、そんなにためられちゃ困るよねみたいなのが最近すごく議論にはなるわけなので、またちょっとストックと形成過程を分けて議論するということは当然必要で、今の場合は料金のほ

うに寄って、話が一応仮置きの世界だとは思いますが、仮置きなんて言うと怒られてしまいますが、そこは全体がどういう形で形成されているかということだとは思いますが、今の段階では、僕は事務局案に賛成です。

○山内座長 ありがとうございます。すごく大事な御指摘をいただきました。

ほかにいらっしゃいますか。これは論点として重要なので、これをやりたいと思いますが、ほかに、ここについていらっしゃいますか。

松村さん、どうぞ。

○松村委員 松村です。先ほど、もう諦めたということを行ったのに繰り返して申し訳ないのですが、少なくとも先ほど出てきた意見の中で、私は全くばかばかしいと思っているものがあるので、さすがにそれを採用されては困る。それに関しては、私は納得していないということを申し上げます。

料金はフォワードルッキングなので、理想的なものが仮にあったとして、その理想的なものをベースにして数字をつくるのが正しいというのは、私は100%間違っていると思います。それはどういうことなのかというと、例えば託送料金をつくるというときに、理想的な送電の投資量はこれだけだということが仮にあったとして、でも事業会社としては、それが理想だということは分かるけど、様々な事情でそこまでは到達できそうにないという投資計画を出してきたとして、理想値はこの値なのだから、その値でそれだけの投資をすることを前提としてコストを積み上げて託送料金認めますなんて、そんなばかなことは絶対しないわけですよね。理想を勝手に言うのはいいのだけれども、だからそれで料金というのは、保守的に見積もるという大原則が全く分かっていないのではないかという疑念を聞いている人に与えかねないひどい議論だったと思います。これについては到底許容できないということだけは、今後の議論にも大きく影響してくるので申し上げます。

以上です。

○山内座長 分かりました。

次は、安念さん、どうぞ。

○安念委員 ありがとうございます。ちょっと揚げ足取るような言い方して申し訳ないんですが、先ほど山内先生が、電気事業というのは非常にリスクが大きいっておっしゃったんですけど、それは鉄道だって同じじゃないでしょうかね。私のせがれ、自分の親族のことを言ってんですけど、私の息子が務めている鉄道会社は、大水害で鉄道の線路敷も鉄橋も流されてしまって、1年以上ずっと運休していたことがあったものですから、これもす

ごいなと思いました。それはいいですけども、みんなそれぞれ、公益事業とはいってもそれなりにリスクは抱えているなということだろうと思います。

結論ですが、私はしょうがないから30%に賛成です。ただし、これは本当に理屈も何もなくて、ずっと10年前から、東電の最初の値上げの審査をやったときから、私なんか随分と不思議な制度だなと思って、別に深く考えることもなく、もうしょうがないかなと思っていました。今回も最も消極的な意味での賛成。つまり、ほかにしょうがないという。

そのしょうがないというのはどういうことかという、自分の中で、じゃこの30対70を取らなかったらどうするんだと聞かれたときに、うまく回答ができない。それは私の頭が悪いからかもしれないから、それならそれである意味で幸いなんだけど、実績を取るとなると、結局過去を見るしかないわけでしょうけど、じゃどこを採録するのと聞かれると、何人かの方から御発言があったように、この10年間、とにかく電力会社って全然いいことなかったわけですから、それを取るのかと言われるとまた困るし、じゃもっと延ばすのかと。30年、50年と延ばすのかと、それもおかしな話ですよ。つまり、自分の中では代案がないので、しょうがないからこれだという最も消極的な意味での賛成です。

それから先ほど来、松村先生からの御発言、私、多くの点で共感するんですが、特におっしゃっていた、30対70という安易な解決法というのを取って、そもそも事業報酬制度はどうあるべきなのか、とりわけ事業報酬率というのがどうあるべきなのかという議論を避けてきたんじゃないか、ちゃんとやらないで来たんじゃないかという点、そういう御指摘であったと思うんですが、私はその点に強く強く共感をいたします。

以上です。

○山内座長 ありがとうございます。鉄道はリスクがないとは言っていないんです。それで、鉄道の運賃のやり方も変えようという今機運になっています。

○安念委員 失礼いたしました。

○山内座長 また別のところに行きます。

それでは、華表さんどうぞ。

○華表委員 一言ですけども、私は「理想」とは申し上げておらず、「適正」と申し上げたということだけ訂正させていただければと思いました。ありがとうございます。

○山内座長 ありがとうございました。

ほかにいらっしゃいますか。

そうすると、最初の発言で松村さんも、これ以上は反対しないと言ったんだけど、

そのプロセスというか論理の構築のところはおかしいということだったと思います。そういう意味では今の——九州電力の田中さんが御発言御希望ですか。どうぞ御発言ください。

○田中オブザーバー 九州電力の田中でございます。そしたら、事業報酬のところ含めて3点だけコメントをさせていただければと思います。

○山内座長 今、事業報酬のところだけにさせていただきますか。

○田中オブザーバー 分かりました。では、そこを申し上げますと、今回事務局のほうで整理いただいたとおりでございまして、我々電気事業者としては、徹底した経営効率化等によって自己資本比率の向上に努めてきたというところではありますけれども、東日本大震災、燃料価格の高騰などの影響によって、多くの事業者で自己資本比率が30%を足元では大きく下回っている状況だということでございます。

エネルギー事業者として求められている安定供給の確保だとかカーボンニュートラルの実現に向けた脱炭素投資の加速には、当然ながら資本の充実が必要でありまして、この点を踏まえましても、事務局案に我々としては賛同させていただきたいと思います。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。

ということで、安念先生の非常に消極的な賛成も含めて、一応7対3については、松村さんもしようがないからこれ以上反対しないと言ったんだけど、その大前提があると思います。なので、一応ここでは、我々結論として7対3ということは御同意いただいたというふうにさせていただきます。

それで、さっき松村さんが言うように、論理の組立がおかしいじゃないかということが1つ。もう一つ非常に重要な点は、さっきの7対3って一体何なんだというときに、それが理想的なものなのか、適正なものなのか、あるいはそれを目指すということはどういう意味なのか、そこのところですね。ここのところは、事業報酬だけではなくていろいろなところに全部関わるようなお話だと私は思っています。前回、安念さんがフィクションでやるかどうかって、そこのところはすごく重要だというふうに思っておりまして、これは電気だけではなくて、ほかの分野でもいろいろ議論になるところ。

なので、結論的に言うと7対3取らせていただきますが、それについての論理の組立として、御指摘の点、資料としてあるいは論理の組立として不十分なところは我々としても認めさせていただいて、我々というか事務局としても考えていただいて、一応また御確認させていただきますけれども、そういう形にさせていただくことにします。それが

完全なものになるかどうかは分からない。そもそも基本的なさっき言ったようなスタンスの問題があるので、なるかどうか分からないんですけれども、後世にも恥ずかしくないところまでは少し持っていくということを前提にさせていただく。

もう一つは、最後の、ウオッチして事業環境とともにそれについていろいろ考えて、これから考慮していく、3対7に関わらない、こういうところは、皆さんこれは必要だというふうにおっしゃったところ。

それから、多分梶川さんがおっしゃったのは、プロセスの問題と組合せでというのは、そういうことで見ていけるんじゃないかというふうに思うので、そこのところはもうちょっと強調してもらおうということなのかなというふうに思います。

こういうところでよろしいでしょうか。

○梶川委員 梶川でございます。私、今先生のおっしゃられたところで、これを形成する過程と減少する過程のほうテーマとしては大切なんじゃないかという気がいたします。

○山内座長 その辺も含めてちょっと事務局のほうで修正していただいて、資料論理を少し緻密にさせていただくということを前提にお認めいただくことにしたいと思います。よろしいですかね。ありがとうございます。

それ以外の点でございますか。さっきの公租公課の計算のところも、一応皆さんの御同意をいただいたというふうに思っていますけど、いかがですか。

分かりました。それじゃ、この2点はあれで、そのほかについて御意見あれば伺いたいと思いますが、いかがでしょう。

九州電力の田中さん、オブザーバーですけど一応どうぞ。

○田中オブザーバー そうしたら、物価変動の対応のところについてでございます。47スライドでは、原価算定期間中に再度の値上げ申請が行われた場合の考え方について、物価変動等が当初の見込みと乖離して料金原価を上回った場合においては、「当初の物価変動等とは別の考え方に基づいて査定する」ということでされてございますけれども、この場合にも物価変動は全く認めないということではなくて、乖離の要因などを踏まえて改めて物価変動の一連の傾向等を評価いただいて、その結果を適切に原価に反映させていただければなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○山内座長 ありがとうございます。御要望として受け止めたいと思います。

そのほかはいかがでしょう。——よろしゅうございますか。大体時間のほうもという

ことですが、非常に重要な点御議論いただきまして、これは個人的に言うと、料金規制のことをずっとやってきているので、皆さんの御意見というのは自分自身も大変勉強になりまして、自分の中でもいろいろまたこれから議論していきたいと思いますが、今日のところは、先ほど申し上げたような結論でまとめさせていただこうというふうに思います。その結果について、電力・ガス取引監視等委員会のほうに御報告をいただく、これを事務局にお願いしたいというふうに思います。

それでは、以上ということになります。最後に、事務局から何か連絡ありますか。

○下津取引監視課長 山内座長、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくお願いいたします。

次回開催につきましては、追って事務局より御連絡をいたします。

それでは、第57回料金制度専門会合でございますけれども、これにて終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。

——了——